



博古涉筆



一





序

古人謂フるルとナるル子ハ黄金金満簫簫を持て一経一
ふクうレとハひレちクうレ那那教教くクうレまハ子子思思ひひ
るル生生を生りりうレ道道を知るル人人學學ハハ人人
ハハ禽禽獸獸トト何何モモうレ人人情情を讀文文場場ハハ遊遊んん
とと始始めめるル聰明聰明睿睿智智を許すス故故とと文文宣宣王王
ハハ庭庭の訓を曾子子終終ふフの終んん席席を替ふフハハ
是是道道を教ゆルの存すスハハ親親トト子子ハハ乃乃を教
ゆルを慈とと云云ひひ子子トト其其乃乃を守るルを孝とと云云
慈慈トト孝孝トト人人ハハうレ金金を父ハハ子子ハハ
たりたりとといいふふの言ハハ源源顯顯宣宣翁翁ハハとといいふふ筆



人皇五十六代清和天皇第四皇子貞親親皇
後胤櫻井兵部少輔直道次男信房久保田城
主備中守信道二十五代孫

久保田源定 識

曾て少少一子と存ふて歎くさうと父の語訓
導嚴くおれりし師乃情教嚴くおれりし
全にふまへ向ふ事お多し子れ親とてや
予々家嚴御室おそいと名うて文部下
推し置壇場の外は許さへどもおふ志を
そとあつてや少少一子と存ふて歎く
冠をそけし採其の吟を母をけしといふも
芝草のたより繁くし事を思ひ来ぬのあ
ふ翫くうは成をりとも此声口ふたあそび
をたふすを導く師を櫻井績と考ふは成との
あふさう成福んとお和漢の文と意をわきま

博古涉筆卷之一

天地門

天地開闢

日本純神代卷一云往昔天地未分陰陽未分一時
混沌未分事鶏の子のことくくくくくくくくくく
いへと含めり其すもけりふくくくくくくくくくく
いて天と成り重く濁るるものの續く地と成り精
妙なりふくくくくくくくくくくくくくくくくくく
ゆふくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
理學類編云天地未開時を混沌と云
混沌とハ陰陽未分して開通せしむるを云

清濁未分、一氣流行するのとき其久しきふ及
て其外に運轉するの漸く、輕く清き其外
に凝聚するの漸く、重く濁き輕く清き陽氣を
積る象とありて天とありて地とありて天の
形とありて地の形とありて天の外の外に包
繞して停るに地と天の間に居る安靜にして動
るに天の旋繞する急動よりて間断なり故に
地と其中に浮載せしむる際りて墜落故に大
氣舉之といふこの是なり是天地の開闢より
の明同く日本震旦月枚其外異邦作す戴く霞の
天異とすなり

右ハ何處にも國史に載る事
説とあり

異法方宜論第十二曰東方之域天地之所始生也
西方者天地之所收引也中央者其地平以濕天地
所以生萬物也と有るに東方より始り次に西方再
次に中央と陰陽寒暖によりて地勢ありと有る
なり

日月

日本紀神代卷二曰伊弉諾尊伊弉册尊ともに計
て曰我既大八洲國及山川草木と有るなり何ぞ天
下のありしを生さるや是におりて日の神を生
給ふ

大日靈貴と申奉る

天照大神
の事

次に月の神を生

陰月讀尊と申奉は
説文ニ云日者實也太陽之精春秋感靈符ニ云月
者大陰之精天地開く時太陽の精氣のりまり
て上より下になり下より上になり火になり大
陰の精氣のりまりて上より下になり月になり下
より上になり水になり今陽燄を以て日に向ひて火
を取諸を以て月に向ひて水を取る水晶の
火日月に向ひてを見て日の太陽の精月の大陰
の精水と事を知し
月是亦天地の開闢一始と同一く和漢天空其外
國よりより作く所の日月別なりと云ふか

ら以右も國史に載る所の正書とて一日
神月神初めて生るるひしとあるす
八重垣太極曰伊弉諾尊伊弉冉尊止計給五字
宙奈西國土海川山草木萬物於産志給比五穀乃
種物敷蔣秋津洲於大八洲止廣大天顯幾蒼生
等於養育天地乃主君神乎産給年止日乃主君
神於産在志給布天大陽の太神顯然給布故
尔日の太神
天照皇太神止奉崇敬焉天牟土國乃主君神尔座
志所在國土於惠照給布太神の始也次又産給布
尔天大陰の太神在顯給布故尔月の太神月

夜見尊止申奉番其光普天日月行道光輝貴
國土陰陽交合の業成就天日月星三光神德智
仁勇乃基始大日本豐葦原水穗の國始理梵
鬼止分別番末乃尾乃國土於茂惠照給布如斯惠
美照給布太神の隨意（月）國天竺梵土星乃國
唐土震旦及於在異邦
日主君神天照皇太神日本神國君子國奉悲敬
尊始女奈利

星辰

神代卷曰星神有杵々背其父母不見
伊弉諾尊伊弉冉尊產美給布ナラシ

伊弉諾尊伊弉冉尊遂太常放十握釵刺遇突智達
新天三殿止成預此各神止成番復釵乃又与利無
焉血天安河管尔有焉五百箇磐石止成番即是經
津主神乃祖也纂院二曰五百箇磐石ハ星辰云
也天上ノ星ハ地ノ荒ト同レ故ル星落天石止成
焉
焉摠の通曆二曰地皇氏星辰と定レ後漢書天文
志の註二曰黃帝星次と分レ
禮記二曰帝嚳序星辰
されハ地皇氏始レ星辰と黃帝是を号シ帝嚳
至テ序レ成立事ナ又劉昭の補漢志二

曰黃帝定星次十二次二十八宿度星ハ是氣之精
英凝聚也との蓋天之積氣を辰とす九天の
星ハ是處皆是辰也猶地之積氣之中光曜是星
也二十八宿及衆星是也猶地之石古より星落
石とす事其下多し凡土石ハ其近く見る
に因て疑ひし天の星辰ハ遠くして不見顯故に
疑ふ事多し其化を考て并ふへし又星の數其
數ハ不知とも晉陳卓司星千四百六十其名を記
せり天文學士に達て明るに問知るへし

風
うぜ

神代卷二曰伊弉諾尊我所生の國ハ唯朝霧の

有てかたりと云ふ如とのことひて則吹探の
氣神とす号て汲長戸皇命と申を又汲長津彦
命と申是處の神なり

雷
いづち

神代卷二曰伊弉諾尊劍を抽て斬遇突智を斬て
三段とす其一段ハ是雷神とす

四方

王帝明太一金鏡經二曰往昔燧人氏仰て斗極
也北斗北極を見て方の名を定む東西南北是なり然
是ハ四方の名ハ燧皇初て是を始む

五行

伊弉諾尊の產孫御子の中に木の神を句句廻
馳と云火の神を軒遇突智を云金の神を金山彦
と云土の神を埴山姫と云水の神を罔象女命と
云是五行の神也

曉嶋榻筆曰天神七代の内始の五柱の神ハ國
常立尊 國枝植尊 豐斟渟尊 泥土煮尊

沙土煮尊 大戸道尊 大宮邊尊 五行の精より

其形なりしれ故ハ以面足尊よりして人の形備
り故に故に面足とハ中作也或云上の六柱の
太神ハ實ハ國常立尊の太一神也五行の徳を各
にあらはしめ六柱の太神と申さる也

二世三世の次第をいふべきなりといふ
り

陰陽

易繫辭曰易有太極是生兩儀陰陽也周子太極圖
說曰太極動テ陽日生ス動ク極テ靜也靜し
て陰ヲ生ス

是大極とハ天地萬物の源陰陽の根となす至極
の妙理をさして云はる也形なきものにあら
はれ声もなく臭もなくして其無の中に自然
と天地萬物本體となり玉極の理をあらはす太
極とハ云也理に形状なりといふも理なり

則氣行故に一元氣といふものなり常に太極の理を載て其氣に動靜なり氣機終に動けハ理も亦動く其動く所をさして陽と云されとも其動く事とこゝに動くにあつて時立て靜也氣靜なれハ理も亦動なり前の動氣の終に靜なり所則是陰也靜なる事極まハ又動き動く事極まハ又靜之靜なる事動く事の極より生じ動く事ハ靜なるの極より起て動靜互に其根と成りてやまひたとて人の呼吸の息のことし吐く息極まて引く息生じて引く息腹に満ちて則吐く息内より起る一呼一吸互に其根となり

て人の身の終るまで一息の所なり天地の間元氣の動靜も又りくの如し是天命の流行して上古より今日に至るまで間斷なき事なり

四象

少陽大陽少陰大陰是を四象と云則春夏秋冬の氣として陰陽の分あり所也五行とハ四象に配して其形象とせり其實を五行の氣を四象なり故に易の專に太極陰陽四象を言て五行の沙汰なし

十二辰

事始ニ曰黃帝子丑の十二辰を立て以て月に名

付く又王充論衡曰十二支十二獸を属を

天漢てんかんのまううが

神代卷曰八十萬神會合於天安河邊云々

纂疏曰天安河ハ天漢乃名也

國に

神代卷曰陰陽始てみとのまくとひて夫婦
とちふこゝむ時より々に及て先淡路洲を以
て胞とす意によみこむざる所也故に名つけ
淡路洲とワカ淡路とハ器能則大日本豊秋津洲と
む次に伊豫二名の洲をむ次に筑紫洲を産
む次に隱岐洲佐渡洲とをふごよりむ世に或

をふこゝむ事ありハこまよりこりて也次
に大洲をむ次に吉備の子洲をむ是にす
る始て大八洲の國の号おこせり私記曰大八洲を
生とハ其邦のう
むに對馬志岐の嶋及所々の小嶋ハ皆こま洲
の法のこりてなれりとの又ま水の法のこり
るなれりともいふ

海に

神代卷曰次に海をむ

陰陽の太神のうと路ひし事

論語摘輔象曰伏羲の六佐仲記と云人海陸を
治む注曰平地をまり兼て海をすふ陽と云人

江とおさむ注す白江湖を司る

川うみ

神代卷ニ云次に川をうむ

王子年拾遺記ニ云庖犧氏地の勢を審みて
以て川嶽を定め給ふ

山やま

神代卷ニ云次に山をうむ

遁甲開山記ニ云麓山氏の時山谷やま聲こゑて分る

天地の始混沌として未に分るを時是水火の
二物のとけり水の滓濁凝起こもる如くなり今
高き登て群山を望むに其形波浪の勢のごとく

なりを見て知るし其初極めて軟なり後に方
に凝結こくて硬し其滓濁の湧起ての上高き所を山
岳やまとけり瀛海の所小なり川とけり大なりハ
海とけり其理白し分曉なり右に云へふ仲託海
陸を治め庖犧氏川岳を定め麓山氏山谷をけり
つゝといふなり海陸成治め川岳の名を定
め山谷をけりてふ事より始て山海を開けりと
いへふなり

萬物

神代卷ニ曰然後萬物をうむ給ふ

嶋しま

又云、伊弉諾尊伊弉冉尊天之浮橋の上に立ち
以て天之瓊^{たま}玉を以てさしおろし、かきぐり給ひ
し、バ、あゝに心をなむとて得き其はこゝろさ
きなりとて、たふしは、こゝろ一の所となき、是
を名付、磯取^{いそと}盧嶋^{ろじま}と云、四海川山嶋^{さんじま}萬物をう
給へ、事明師に^{あき}其語を尋問へし

州くふ

国書ニ曰人皇始て提^ひ地^ちの國より出て九州に長
と一^の九國とす^の九國ハ九州人皇則中州をたらし
是州と名つくふの始なり

井い

又曰天照太神則素盞鳴尊の十振^と劍^{けん}を索^{もと}取^とてお
折て三段になし、天の真名井にふりす、き給ふ
又曰素盞鳴尊天の真名井三所と掘給ふ、口決ニ
曰真名井ハ天上に在る井也

市いち

神代卷ニ曰天照太神素盞鳴尊^{すさなりのみこと}謂て曰汝猶黒
心^{こころ}なり汝と相見^{あひま}しとて則天石竈^{あまのいす}に入まりて磐
戸^{いわ}をさしつこ、に天下とこちとよして又登^{のぼ}板^{いた}
の殊^{こと}もなし故に八十萬神と天高市^{あまのたかいち}に神つと一
に在と給ふ

纂疏ニ曰高市ハ天上にあり諸神集會^{しよしんしふゑ}の義

をとほ

國號

神皇正統記ニ曰神代より豊葦原瑞穗國と云
の名。天地開闢の初より此名なり天祖國常立
尊陽神陰神にまつけ給ひ一統と聞へり
天照太神天孫尊ニ譲りまゝに此名を
根本の号なりといひ知ぬへし

日本の名數々多く聞ゆ事多々水ハこゝ
に畧す

我國の号多き中より浦安國細戈干足國磯輪上
秀真國といふ三名を伊弉諾尊の名付給ふ所

也玉璫内國とハ大己貴大神の名付給へる也
空見日本國と云ハ饒速日命の名付らる也
神武天皇國の形をめぐり望み給ひて蜻蛉の
聲占せふ如くなれと宣ひしより秋津洲と
号なり

分國定境

日本記ニ曰成務天皇五年秋九月諸國に令して
以て國郡に造長を立縣邑に稻置を置き稻置に
縣を分ち阡陌に隨ひて以て邑里を定む因て東
西を以て日縦と南北を日横と寸山の陽を影
面と云山の陰を背面と云爰を以て百姓安居し

て天下無事也古事記に曰成務天皇の時建母宿禰定賜國々場

是國境を定給ひし始なり

其後崇峻天皇二年秋七月使を東山道東海道北陸道に遣して其國の場を見せしめ給ふ
孝德天皇大化二年畿内之國を定め郡の大小を定め給ふ

天武天皇十三年十月辛巳の日倭勢王を遣して諸國の境を定めしめ此事に於日本紀に見へりいよ一日本之國數九百四十四國なり一よ一舊事記第十卷に見へり壤地褊小なりと云

て故に漸くに其國を并せ惣數を減し或は其國の所より大なりハ逐世割分るものも又往々是なり

嵯峨天皇弘仁十三年越前國を割て加賀國を置給ひしより後始て六十六州となる

林邊の節用集に文武天皇の御宇六十六箇國に分給ふと云ふハ誤なり日本紀に此用なり況又文武天皇の後國分たきし其の數國なりと云や

都

神武天皇東征し給ひ六年の後春三月倭を大和

國こく山やまの東南東南檀原檀原の地地に相あて始はて帝てい宅たくを經へ始はて舊こ事じ本ほん訛ひと都とを定さだむ事こと此時このときに始はるといへり是こゝより後のち 帝王ていおう多くを代よごに都とを遷うつし給たまへり

人皇にんこう五十代 桓武天皇桓武天皇の延暦延暦十三年十月廿一日山城國山城國長岡長岡より曰いは國くに平安城平安城よりうつされて後萬代ばんだい不易ふいちの 帝都ていととせ成なりみふ或人あるひと曰いは近世きんせい諸しよの稱呼せうこ訛謬ひみう多おほし我國わがくにの都との如ごとき 桓武天皇桓武天皇南都なんとより今の山城やまぎの國くに愛宕郡あたごぐんに遷うつし給たまひ号なづを命めいて平安城へいあんじやうと云いふれより後のち歷朝れきぢやう是こゝに因よて未いま曾さへて改あらめさし時ときハ則是こゝ是こゝ今日けふ通行たうかうし

て易やすふらさるの定さだめなり然しかるに世よに詞章しぢやうをつくり簡牘かんこくを倣なむ率おほむね平安城へいあんじやうを稱なづめて洛陽らくやうといひ長安ぢやんあんと云いふ洛中らくぢゆう洛外らくがいと云いふ京きやうに上あるを上洛じやうらくと云いふ是こゝと承襲じやうじやく事こと久ひさしといへども全く意儀いぎ正ただし周成王しうせいおう河南くわんなん洛水らくすいの北きたに都とし給たまふに因よて号なづて洛陽らくやうと云いふ猶なほ洛陽らくやう河陽かやうと云いふ類るいの如ごとし特異とくい國くに一所いしよの地ちの名なよりて歷代れきだいこれこゝを存ぞんするのま長安ぢやんあんに至いたるハ則すなはち通稱たうけうをへきら如ごとしといへとも然しかるまとも是こゝも示関西しけんせいの都との号なづめと鄉名きやうなにして漢高祖かんかうそ取とりて咸陽かんやうと名なづめ洛陽らくやうと相對たいぐわいを實じつに分わけ地ちの指さしぬきありしを是こゝを以もつて別都べつとの稱なづめとす

べりや況や我國をや

皇都と云平安城と云佳名を捨て何ぞ異
國の地の名を取て我國都の号とすや尤理
りなきなり

其地條路の名に銅駝坊桃花坊の類を稱する
如き特て其實と失ふのこふなり且名を紊
り大義を悖く近來加茂川の東西に在るもの
河東河西又東江西と稱を堀川の東西に居る
ものも又然る大抵其郷里宅舎の邊に纔に小流
水ハ便江河を以て是を稱して異國の模様に擬
を殊に鄙笑をへし又尤笑ふべきものハ諸國の

号を書するに必陽の字を以て是を替ふ武州を
武陽と一攝州を攝陽と一播州を播陽と一備州
を備陽と一筑紫を筑陽と一伏見を伏陽と一長
崎を崎陽とす其餘は如く殊にあつて陽ハと
陰に對するの稱なり則山の南水の北の謂
也華陽岳陽洛陽咸陽の類の如き是なりと山
水の指標するべきものなき時則大都通津とい
へとも又陽を以て呼べりり山の水の南を
陰といふも亦おかしき地の名は稱呼の誤り
多きものなり唐の官の名を以て日本
の官の名を稱し國守を稱して諸侯と一假名を諱

と一實名を字とするの類數ふばうゝに相稱し
て君と一公とするに至るも則又忌憚る事歟し
と謂べし又二字の姓を約て一字とし或ハ一字
の名を替て異國の人に模倣せ或ハ直に伯某仲
某と云を以て此るものなり名實を乱り文軌を
異にせし事孰ら是より甚き事やんや是皆鄙
儒俗學に始り壽を衍ひ俗を駭もの志と云ふ
て率世の人をして訛を承け語を蹈しめて自ら
名教を犯すの罪を去るに悲むべきなり
本朝に別に官制有るをめてゝも規模なりを
捨て唐名を稱するハ本朝の官ハ何れとも無

る如し
按るに右に訛を説ふは俗儒の病にや
せり故に爰に著して知學の迷ひを闡し
め也凡百里不同風千里不同俗故に東西南北
風殊に俗異なり爰を以て聖人ハ襲水土して
其國土の風俗に従ふをよしとせり
禮記曰君子行禮不求變俗祭社之禮居喪之服
哭泣之位皆如其國之故謹脩其法而審行之
大端の事なり皆その國俗の如くを以て礼
とし終ふ然るに俗儒拘士や、も是れも事々異
國のやうに倣て吾國の俗を變せんとは是襲水

土の教を知らされ、也。豈聖賢の御心に叶ふや。且老師宿儒といへとも語をうけ、班に随ひ習て察せ、迷ひてさとらば、知邦しむるを哉。

都京師

釋名曰、國君の居る所を都と云。帝王世託、曰大昊陳二都、給く、と云。是都と稱するの始。より三代より、このり、夏、夏邑と云。高周より京師と云。京ハ大なり、師ハ衆也。大衆の居る所、故に天子の都と京師と云。

城

神武天皇の磯城、八十梟師を討給ふ時、皇師の城

を作りし所を城田といふ。日本紀に見へり。是城を作り始り。

城田ハ大和國十市郡に在り

天智天皇六年冬十月、和國高安城平群郡讚吉國

山田郡屋嶋城對馬國金田城を築せ給ふ。日本

紀不見へり。是城を築く邦國の守と給ふ始り。

田

天照太神稻種と天狹田及長田に植給ふ。神代卷

是田の始り。

孝德天皇二年、元田ハ長さ三十歩、廣さ十二歩

を殿と一十殿を町と定めらる日本紀

陸田 むらた

天照太神粟稗麥豆を以て陸田種子とて給ふ事
なり 神代卷 是陸田の始也

關 せき

孝德天皇大化二年始て關塞防人を置と日本紀
に見へたれむ是始なりや

驛 むさや

同年初て驛馬置と日本紀に云れは是始なりや
牧 まき

天智天皇七年近江國は多く牧を置て馬を放つ

日本紀 是始なりや

墓 ふ

饒速日尊神去給ふ時天照太神衣帶手貫の
三物を坐負の白庭の邑に葬斂てこれを以て墓
とて舊事記に見へる是墓の始なり

假山 つみやま

推古天皇二十年百濟國より化來者なり其面身
皆班白ふして白癩有る如し其人に異なりと惡
く海中の鴈に棄んとて以て其者の曰臣は班
皮を惡く給ひ、白班牛馬國中に畜畜うゝに
臣小女有り能く山岳の形を構ふと臣を留

て用ひ、則國の爲に利らるゝ何ぞ空しく海鳴
に産んや、しにありて其辞を聞て捨は仍て須
彌山の形及吳橋を南庭に構へしむ時の人其人
を号て路子の工と云亦芝罘麻呂と名つく日本
此是假山を築の始なり

橋

伊勢諸尊伊勢丹尊天浮橋に立給ふと云れハ神
代卷橋の始め久し
仁徳天皇十四年冬十一月猪井津 播磨百濟郡に
橋渡と日本此に見へし是橋を設て人を渡
さるゝ始なり

遷都

殷の河亶甲河の決ふによりて都を相にうつし
祖乙耿にうつり盤庚を殷にうつり又亳にうつ
り武乙又河北よりうつり是都をうつる始なり
り古今原始

縣

周礼ニ四甸を縣とす史記秦本紀ニ曰孝公十二
年諸の小郷を并て聚て縣とす高君の傳ニ曰高
鞅邑を聚て縣とすさしむるれハ縣と名づく
この始を秦孝公より起るゝ又陸法言の切韻ニ
云楚莊王陳の國を滅して以て縣とす縣の名是

り始まる

郡ぐん

秦始皇二十六年初て天下を并て侯をやめて守
を置く始て三十六郡と合つ史記に曰秦東周を
滅して始て三川郡を置く説文に曰天子の地ハ
方千里分て百縣とを縣ふ四郡なり

郷きやう

周禮に云六郷以て軍政をなすと有り注に比閭
族黨州郡と云然を則郷を周の制也

闕けつ

周官司徒の属に司闕有り又下士三人有り

是ハ
今の

然をハ闕も周の制なり

驛えき

周の時より起ふ

巷きやう

姜姫の右稷を生ると云これを隘巷に置と云れ
て帝嘗の時より既に巷の名有り

市いち

易に曰包犧氏没て神農氏作る日中ふ市をなし
て天下の民を致し天下の貨をうつめ交易して
退き各其所を得古史考に曰神農市をなす世本
に祝融市をなすと云譙周の説に高陽氏市

の官をさす。祝融是を治むといふ。然るに易の説は從ひ黃帝より始るを是と古に傳し

井

淮南子に曰伯益井を作る注に曰益舜氏佐けて初て井を作る世本呂氏春秋共に伯益井を作ると云世本に又云黃帝始て井を穿り周書にも亦黃帝井を作り給ふと云

城

軒轅本紀に曰黃帝城邑を築き五城を造る黃帝内傳に曰帝既に蚩尤を殺し是に因て城廩を築り史記に方士漢武帝に言て曰黃帝五城を作

と云。然るに城を黃帝より始る漢書に云神農の教り石城十仞湯池百步有るといへり城池の設も黃帝より始る又呂氏春秋に曰夏の鯀城を作す注に曰城郭を築き作る也といへり是城郭の始りや

郭

吳越春秋に曰鯀城を築て以て君を守り郭を造て以て民を守る記して以て城郭の始とす世本にも亦云鯀郭を作る按るに軒轅本紀に曰黃帝城邑を築くと云然るに鯀城を作るといへり郭を作るの

地里 一里二里などの数と定を云

春秋命曆序云神農氏地形をさうり四海を甄
度^たを東西九十萬里南北八十萬里とさうり然をも
則黃帝より始て里数り淮南子ハ萬民喜て
堯を立て天子とす爰に於て天下の廣狹峻易遠
近始て訖り道里の起る事陶唐氏より始ると
有ととも黃帝内傳云訖里車り重て里数る炎帝
より始る事明也

地名

項峻云治書云人皇氏提地の國より出ると安
り提地ハ疑らくは國の名なりん然をも則土地

國邑の名是と始とす

山川名

人皇より土地國邑名始て名なり時則山川の号
も疑らくも是より起る事人故に神農氏ハ屬
山よりをこり共工の不周山よりふを炎帝の姜水
を以て一黃帝の姫水と以て凡そ皆是山の名の
始也

梁

神武天皇吉野より至り給ひ水に添ふて西に行給
ふに梁を作て魚を取との有日本紀是梁の始と
や

堤 ？

崇神天皇六十二年河内狭山の植田水少して百姓農事怠る事を憂ひ給ひ十月に依網池を造り十一月に葑坂池及折池を造る日本紀是堤池の始なり

溝

素盞鳴尊埋溝給ひ事河内ハ神代より溝とまうけしなり

吾婦

景行天皇の御時日本武尊東征し給ふ相摸より上總に往んとて船りて渡り給ふ時ハ暴風忽に

起て御船はやううに尊の妻茅渟姫海神の怒りて斯ハ有りとて海に沈む王の命に代をり日本武尊思慕給ひ事不止碓日嶺に登り東南を望て三歎して曰吾婦者耶故に山東の諸國を号く吾婦と云事是より始なり日本紀

開岐獲道

文武天皇大寶二年十二月始て美濃國岐獲道を開く續日本紀往昔ハ岐獲道美濃國に屬せしなり

賀茂川別流

賀茂川を堀て高瀬船を通せし事慶長十六年に

角倉了以是を始む 羅山集

温泉

辛氏三秦の記曰秦始皇神女と遊る其旨に
忤り神女始皇に唾して瘡を生じ始皇恐て謝
を爰におろし神女始皇の爲に温泉を出し洗
ひ除く後人是に歩み以て験とす漢武故事に
云秦皇温湯のほとりに砌し其上に宇を起つ漢
武帝是を脩飾せしむ
三秦記の説甚虚妄也温泉やんそ始皇の時に
始んや博物志に曰凡水の源に石硫黄ありて
其泉則温なりと云なり凡地中の陽脈の凝る

所湧泉温暖也其陽氣を假りて痼病を療むる
に験なり天地分れてより後白ら墨等の事
有へし漢武故事にあるを爰を述べて温泉の
上に屋宇を設け事始皇より初るなり
五雜俎に曰凡温泉の發其下に必朱砂或ハ硫黄
礬石あり蓋天地至陽の精の結ぶ所也

田畝

詩院に曰易繫辭に神農始て耜を作水とあり
ハ則田ハ神農より起る通典に曰黃帝始て歩を
立て畝を制する然るハ田と畝を以て求る事ハ軒
轅より起る

園その 説文ニ果を植る所を園と云

韓子外傳ニ曰黃帝の時鳳鳥來て帝の園に止り
阿閼アノニ巢喰ふと云れハ疑らくハ園の名是を始
と云るなり

圃その 説文ニ曰蔬を植る所を圃と云

莊子ニ黃帝の圃と云り疑らくハ是圃の名の始なり

圃その 説文ニ曰禽獸を養ふを圃と云

項峻キョウケンの治書ニ曰人皇九州を以て九圃と云是疑
くハ圃の名の始なり

圉その 羊豕を養を圉と云牛馬を守るを

召庸公公劉と美イ豕を牢に執ふと云牢の名爰
に始て見由前漢に虎圉コと云圉の名ハ漢の代に
出と云

池いけ

黃帝内傳ニ帝既ニ蚩尤シウユと殺て昇て天子と云り
是により池沼と瀆スと云り池沼の起ハ爰に
始る

塚墓つら

黃帝内傳ニ曰帝蚩尤と斬て因て塚墓と置給へ
り然るに諸の小説家ニ往々伏羲フウヒ女媧ニョカの塚と記
さハ疑らくハ後人の増墓なり

疆域

人皇氏疆域を制し九區を分ち兄弟九人各一方
に之をり是疆域の始なり古今原始

博古涉筆卷之二

人倫門

人ひと

日本記神代卷二曰開闢之初洲壤のうろを漂ふ
事猶游魚の水上に浮ぶる如し時に天地の中に
一の物なをりうろを茅牙の如し便神となふ國
常至尊と申す

今按むるに神とを是人の徳の測かきを稱
ふふ尊号なを神と則人也然ハ是世人の生
初なり人

易繫辭云天地絪縕交密の状として萬物化醇

本義に曰醇ハ厚して凝と云氣化をふと云り
男女精を構て萬物化生を

本義に曰形化をふとの也

凡萬物の生をふ氣化形化と云事なり氣化と云
假令ハ新くくき衣服を着るに日を経る事久し
て始つきけうきぬは蚤虱を生を或ハ頭髮に
生る糞中に蛆を生るや生たる魚も蛆を生
する類多し是氣の化して其物を生する故に氣
氣化と云形化と云右にいふ蚤虱蛆の類一度
氣を以て化して後更に化せば男女の形交りて

種生を是を形化と云天地の始萬物の生をふ
こな氣化なりて既に形化て後ら形を以て相讓
りて形化あり形化長く則氣化漸と云ふ故
に人の始も氣化なりて後形化を假令ハ海上に
一沙嶋湧出する如き漸くに草木生る土有て草
木の生る事ハ性にならば既に草木なりけり
然に禽獸生る人も亦如斯天成りて地定りて後
其中に氣化を一度氣化して後は形を以て交て
形化し相續て絶へず今蟲魚の生るものに
氣化のこの多しといへとも人は是を以て
人の始も氣化なりといへとも是を疑ふされと

も右の理を以て是を考へは自ら迷を解く至
一夫萬物おの其始は氣化なりといくとも中
みも人は萬物の靈と稱し五行の秀氣を得得て
天地の清明純粹の氣より生ずる所なり故に人
の体は天地の貌に似て頭の圓なるは天に象り
足の方なる地にかゝどふ爰と以て人ふ天命
を得得く性とし五常の徳をそなへ五倫の道を
行ふべきを草木の氣なりく智なく禽獸の氣な
り智ありとも義なし人は氣なり智あり又義あ
り是故に萬物の長とし天地人と呼んで三才に
位せり然れども庸人愚夫はやゝを失はば道に

背き義不違ひる禽獸となぐしをとおねふ草
木とむとく死するのとき多き心あり人は
身をつゝと行きたゝゝゝ萬物の靈長た
る道理にたうふべき事なり

男女 おとこをんな

神代卷一書に曰男女耦生の神先泥土糞沙土糞
尊なり次に角織尊活織尊なり次下面足尊惶根
尊なり次小伊弉諾尊伊弉冉尊なり

夫婦

神代卷二伊弉諾尊伊弉冉尊始て夫婦となり給
ふ由志るなり是夫婦の始なり

杜氏通典云曰燧皇氏始て夫婦の道有り注云曰人皇是也

父子

神代卷を按ずに伊弉諾尊伊弉冉尊と共に議て日神月神をとりてまゝ給ふと云ふを父子の道是よりまゝする

古語拾遺の説ふは天御中主尊國常立尊三柱の御子おとしを長をて高皇產靈と云次をハ神皇產靈と云又次をハ津速產靈と云と云父子是より始りしやすをとも陰陽の二神にまゝはしく諸神をて生給ふと云ふも直に天御中主尊

御子を生給ふと云説覽束云

兄弟

日神月神蛭兒尊素戔鳴尊の四神を陰陽の神生給ふ是より始て兄弟の道た

是も古語拾遺の説に依りて高皇產靈神皇產靈津速產靈より始ると云

君臣

神代卷云曰伊弉諾尊伊弉冉尊共に議りて曰吾既に大八洲國及山川草木を生めりいづれを天下の君たるとのを生ずらんやとて則日神をうこま給ふ大日靈貴と申す天照太神と云是

君臣の始也

典略ニ曰孫瓚そんざんの表、曰皇義よりこのうゝ始て

君臣上下の事有といへり是によりて是を推せ

は天皇よりこのうゝ君臣の分有といへりとも固

に又略そくより大昊たいこうに至て始てこれを正ただせり

明友めいゆう ともたふ

神代卷ニ曰天稚彦あまのわかひこ葦原中国あしはらのちゆうごくに在て味耜高彥根

神と友と善

今按るに朋友の交始て爰に見

乳母ちちのり

神代卷ニ一書ニ曰彦火ひこ由よ出見尊婦人みみづのむすめ取て乳

妹いも

母湯母飯嚼湯坐と給ひ九諸部くしよぶをりて以

てさしまつる時に他姫婦たひめを用て乳を以て皇子

葦あし不合尊あひあはれをさしまつる是世の中このよ乳母と

取て児を養の縁このゆかりなり

葦不合尊ハ海神うみのかみの女豊玉姫とよたまひめのうゝ給ふ所な

り豊玉姫とよたまひめ玉依姫たまよひめ姉の君にかりて葦不合尊

を養給ふ此故に乳母とめのと云ふとめのと

と云ふ事なりめのとの名是よりおとす

天皇てんかう まへう

神武天皇の御名を神日本磐余彦天皇と申奉る

日本紀に然るハ天皇の号此時より有

皇 ミコ

項峻の始謗篇に曰天地立て天皇^{ミコ}ヲ張^ハ悟^ハ帝系譜に曰天地始て起て^{ミコ}眞^{マコ}津^{ヒメ}鳴^{ナリ}濛^{モウ}々^々則天皇を生に治世一萬八千歳^{ミコ}リ^{ミコ}是皇と稱^{ミコ}を^{ミコ}の始也

女帝 メミコ

神功皇后女主^{ミコ}て天下の政を^{ミコ}と^{ミコ}の^{ミコ}故王代の數に入とい^{ミコ}とも^{ミコ}眞^{マコ}の天子の位^{ミコ}は即^{ミコ}さ給^{ミコ}ハ^{ミコ}

是故に日本紀には神功皇后攝政元年と有り古事記には王代の數に入

故に皇后と云く天皇とハ不言推古帝に至て眞の天子の位に即給ふ是日本女帝の始なり

是より先に飯豐天皇^{ミコ}リ^{ミコ}とい^{ミコ}とも其治世一年^{ミコ}も及^{ミコ}た^{ミコ}故に王代の數に入され^{ミコ}其始^{ミコ}と^{ミコ}云^{ミコ}ハ^{ミコ}

太上天皇 ミコ

皇極天皇^{ミコ}退位の後た^{ミコ}皇祖母^{ミコ}の尊^{ミコ}と稱^{ミコ}を^{ミコ}持^{ミコ}統^{ミコ}天皇^{ミコ}に至^{ミコ}て始^{ミコ}て太上天皇の号^{ミコ}リ^{ミコ}神皇正統記

法皇 ミコ

宇多天皇^{ミコ}深^{ミコ}く佛法に帰依^{ミコ}し給^{ミコ}ふに^{ミコ}より^{ミコ}法皇と申奉^{ミコ}る法皇の号^{ミコ}是より始^{ミコ}る

太子 ひろきこ

神武天皇御歳十五ふりて立て太子とり給ふ
と有き日本能太子の号久し

親王

皇子と親王と稱する事文武天皇の時に始る正
統記

后 きさき

神武天皇元年に正妃媛蹈鞬五十鈴媛ノ命と尊
く皇后とす日本能是皇后の始なり

皇太后

綏靖天皇元年に皇后と尊て皇太后といふ日本

能是皇太后の号の始也

妃 いめ

正哉吾勝々速日天押穗耳尊高皇產靈尊の女栲
幡千千姫萬幡命と以て妃と云と舊事記に見へ

是妃の始也

帝 みかど

天皇より趣人子至る迄皆皇と稱を故に天皇人
皇より大昊に至て稱して帝庖犧氏と云帝王世
能は能ス是帝と稱するの始也

皇帝

史記は秦天下を兼て皇帝の号を建つ注は五帝

ハ曰ら其德三皇不及と思ひて則皇と稱を三
王ハ又其德五帝に不及と思ひてた、王と稱せ
らる秦始皇曰ら其德三皇五帝を兼たりとを
り故に兼て皇帝と稱を

天子

説文に曰古の神聖人の母天子感して子を
り故に天子と云春秋元命苞に曰女登子と
り人面龍顔なり始て天子と云

帝王世記に曰神農氏の母有嫫氏名と女登と
云へり

帝王の天子と稱を事炎帝より始る

按るに典禮に曰天下は君たるを天子と云又
白虎通に曰王者ハ天を父と一地を母とを則
天の子也春秋感精符に曰人主ハ日月と明を
同ふ一四時と信を合故は天を父と一地を
母と一日を兄と一月を姉と付是皆天下に君
する人ハ天に代りて民を養以下を恵と給へ
る職なり事なりと人の子の父の道を請
継てこれをのふふ如し故に天子と云ふと
いへる事也民の父母なりといへるも同一意也
説文の説の如きは此意に違へり用るにふら
る

太子

唐虞の時ハ天下を以て是を賢者に傳ふ故ニ太子の文王リ夏高の王は是を子に傳ふといふといふ太子の沙汰ハ周に至て始て文王世子の名より武王是に繼て太子發と稱ふこを太子と稱するの始なり漢の天子皆皇帝と号を故に其嫡次皇太子と稱古漢書の高祖紀に五年二月甲午漢王皇帝の位より太子と尊る皇太子といふより是皇太子と稱するの始也

三代より上つゝ太子ハ后の稱なりたゞ正妃と

云國人始て王后と云秦の時天子を皇帝と号すふより其妃を皇后と云漢高祖紀より七年漢王皇帝の位につく王后と尊て皇后と云是皇后と稱するの始也

太后

史記秦本紀ニ曰昭襄王の母茅氏宣太后と号す是太后の号ハ秦の昭王より始まり漢ハ秦につぐ故に皇帝の号を用ひ又母と尊て皇太后と云

太上皇

秦始皇進て莊襄王と尊て太上皇とす史記注曰漢高祖父と尊て太上皇と云ハ亦是にふ

詳林ニ曰太上皇の号始て爰に出後世遂に是を以て王者の稱とす

太皇太后

秦の時母を尊て皇太后と号すに由りて漢の時より祖母を尊て太皇太后と云其禮ハ漢に始るといふも是を要する孝武より始ふ

尊号

項峻の始尊篇ニ曰天地立て天皇有り号して天皇と云即帝王尊号の始なり事物紀原

朕

朕ハ我也我身の事をさして朕と云古ハ上下共

に通して是を稱古史記ニ曰李斯議をらく天子自称して朕と云んとあり

是によりて和漢共に今に至るまで天子自ら稱して朕とのまなり

上

司馬遷史記を作り君尊をさして正しく云うにたゞ上と云大史公は自叙漢武帝の事をさして今上と云の類是なり今臣下又天子を稱して上と云り司馬子長より始ふ

陛下

周より前より天子を陛下と稱する事なし史記

秦の李斯事を議する時始て是を稱す陛下階ハ階と
曰し天子必に近臣階ハ階の側に在て不虞を戒む臣
下天子と言ふ時た階下ハ階下と稱するものと呼てこ
れと言と云意にして早より尊に違ふの義如
く
朝鮮王ハ中華に臣属し諸侯王と其位ひとし
故に天子と稱せし臣下もさして殿下と稱す
中華の外むより我邦の王と天子と稱す
諸蕃ハ諸蕃と異なり
殿下
漢よりこのうと皇太子諸王を殿下と稱す漢より

り前よりいす是を稱する事をきくは唐の初
百官皇太后におゐても亦殿下と稱す百官及東
宮の官皇太子に對しても亦殿下と稱す今親王
といへとも亦殿下と稱す事をきく殿下ハ殿下と稱す
の意なり是漢より始る

師友

帝舜純后を師とし西王國を友とす師友を求ふ
事爰に始ふ古今原始

奴婢

説文に曰奴婢ハ古の罪人也論語に曰箕子ハ是
を奴とひふ周禮に女奚ハ女奚なり疑くハ三代より奴

婢の号らしん 事物紀原

囚とらへ

罪有て獄いにいついなるいふいものいを囚とらへと云い泮水えんすいの詩
に淑問しよくもん如ごと皋陶こうたう在あ泮えん献けん囚とらへと疑うらくい古こよ
り有あ之これ

妓い

古こへいまい妓いのい漢武帝始はてい宮妓きうきと置おてい
て軍士の妻さいなりとの待まちしい始はるい書言故事しよごんこじ

男色

男色の起おりのい伊訓いこんの書しよ後ごの篇へんの名な也なり殷いんの湯とう王わう
書しよ也なり比ひ頑童がんどうの戒かいのい則すなはちい上古じやうこよりい已いふい此こ

事ことのい五ご雜ざ俎そ

是を以て見みるい男色を愛あいするい事其始久い然なり
れとも是を乱らん風ふうと云いて古人こじんこれを戒かい給たまへい
すい是は孔子こうしも宋朝そうてうも美みしいすい今いまの世よも
すめかれりいとい楚そ王わう終はるい衛國ゑいこくの治ちま
らいずいは彌子瑕みしこけあの故ゆゑにいらいるいや
衛靈公ゑいれいこう彌子瑕みしこけあを愛あいして國の政せいを忘わすれい漢の
高祖かうその武ぶりいも籍孺せきじゆを迷まて政事せいじ急いそり惠帝ゑい
ハ因よ孺じゆを美みむいふいを見みるい常じやうに起おけいを共ともに文ぶん
帝ていハ三代さんだいより後ごの賢君けんきんなりいとも其愛あいし
給たまひい鄧通ていとうの事ことによりて朝廷てうていの禮れいを失うしなへい

籍孺陳孺脂粉をつけ婉媚を以て上に幸せり
顔氏家訓に曰梁の世の子弟衣に薰^{たきもの}一面を刺粉
をつけ朱を施さばふいと云へり是を以て
見世に古より男子も髭を剃るもの多うなり
らゝ居家必備

首飾

かゝるのうさう

寶鑑に曰燧人氏の始より婦人髻を束ぬ舜首飾
を加ふ文王又翠翹步搖を加ふ事物紀原下同

作眉

まゆをつくる

秦始皇の宮中悉く紅粧翠眉をなす是婦人眉
を作る始なり實錄に曰漢の武帝宮人を以て八

字の眉を掃はしむ西京雜記に云司馬相如の妻
卓文君の眉遠山の如し時の人は是に倣て遠山眉
をなす

男色

我朝より男色を愛する事空海法師渡唐以来の
事なりと云傳ふまゝと續日本紀に孝謙天皇の御
時道祖王に侍童にかよふと云ふは
猶其前久しき事や或人の曰破戒の比丘の此
戲は弘法以来の事成べし

公方

後小松院の御年子源道義足利義満叡山に登ら

ふに其儀武御幸に准せし武家を公方と云
事此頃より始なり

物部

神代に天孫降臨の時天物部等二十五人兵杖を
帶りて供奉を事なり舊事記武士と云ふ
云事是より始なり
神武天皇元年宇摩志摩治命と道臣命と兩人武
功勝をたふし軍兵を率いて内裏を警固を
道臣命の司る軍兵を八束目部と云宇摩志摩治
命の司る所を物部と云此事日本紀にあり
今に至るまで武士と云ふと云事是より始

るともいふ

儒士

應神天皇十六年百濟國より王仁と云儒士を
貢じ日本紀に詳也是日本儒士の始なり

北面

古ハナリける白河院の時始て置る事けふ
平家物語

同朋

後光嚴院の貞治六年將軍義満始て法師六人を
置て異根の衣袴をきせ大小刀を帶させし同
朋と号せし是同朋の始なり

神主 しんぬし

神功皇后新羅より人事を祈りて給ひ齋宮を
小山田邑筑紫前國糟屋郡に造りて給ひ皇后吉日を撰
て齋宮に入白し神主と有り給ふ此日本紀是
神主の号の始なりや

祝 いのり

仲哀天皇八年長門豊浦宮より筑紫より幸り給ふ
時海中より御船進みさきより國浦筑紫前國糟屋郡
より太倉主菟夫婦の神を祭りて給ふ
として狭小者倭國菟田人伊賀彦を祝として祭ら
し給ふ日本紀是祝の号の始なりや

樂人 がくじん

欽明天皇十五年百濟國より樂人數人を貢ぎよ
し日本紀に見へり是我國に樂人あり給ふ
人
樂人本は一より有るる大神公持う時より始
て左右に舞を有るりと古記に見へり今左
方右方あり是也

奴僕 ぬふく

火酢苅命火々出見尊に對して奴僕となり
とことりし事なり神代卷この時奴僕ぬふくの稱
なり

膳夫 かゝて

神代に水戸神の孫櫛八玉ノ神膳夫と云ひ終ふ
事なり是膳夫の始なり

船長 せんちやう 櫛取舟子 くしとりふねこ

舊事記に正哉吾勝々速日天押穗耳尊其御子天
照國彥天火明櫛玉饒速日尊と天より降し給ふ
時船長同く櫛取木と率領て天降り供奉る船
長は跡部ノ首等の祖天津羽原と云者なり櫛取
は阿刀造等の祖天ノ磨船子は倭鉏師等の祖天
津真浦と云との也と云は是船長櫛取舟子の始
也

鹿子 かこ

船子と鹿子と稱する事日本紀十卷應神天皇十
三年の記にあり日向の諸縣の君牛と云人其女
髪長媛をつれて船きて播磨の鹿子の水門に來
り其船に坐するとの數十人皆鹿の皮を衣
服とせしより起るりかこの水門と云も此故なり

治工 いと

天照太神の御時鏡作の祖石凝姥命始て治工と
成給ふ

玉工 たまこう

同一御時玉作の祖祢明玉命始て玉工と改修ふ

畫工 えりき

用明天皇元年乙酉濟國より畫工白加と奉ふ日
本紀是畫工の始りや

推古天皇十三年秋九月始て黃書畫師山背ノ畫
師を定むと日本紀に見へり是日本に畫工と
置る始りや

佛工 ほとけ

敏達天皇六年百濟の王造佛工造寺工六人を奉
ふと日本紀に見へり是其始り
寺工 てら

前に見へり

鑪鑿工瓦工 ろくろ

用明天皇元年寺工及鑪鑿博士瓦博士を百濟國
より献る事なり日本紀是皆工人なりし

白柏子 しろびし

聖徳太子家物語るとに鳥羽院の御時嶋の千歳
若の翁とて二人の遊女舞始めると何り是白
柏子の始り兼好法師のつむ草は磯の禪
師又其女靜より始々といへ其頃まで右猶古
に遊りて妓女の輩も郢曲をうゝひ等琵琶
を弾せし由古記に見へりさきともそきは

倡家の礼とよと屠児の佛を拜する類ひする

つし

白拍子といふは近世の歌舞妓の類也

妓の始は僧衣を着て鉦鼓を叩き佛号を唱へ

る念佛踊と云に其後名古瓦山之郎と云し

者出雲巫女に云とに密通一國を刀をさ

させ頭を包みて早哥と云く舞やるは歌

舞妓と云

道春の曰如歌舞妓始りハ慶長十九年の事

なり

彼の歌舞妓の歌に比田の横田の若苗と云ふ

も皆出雲の國の里の名なり彼國より始りたる

故也淫佚の舞りれは寛永年中に是を制禁し終

ふ其後小童と女形に出立させ舞はるに

世の放蕩の多き男色にふけり淫風猶甚し

墮髻

神代卷に天照太神八坂瓊の五百箇御統を以て

髻髪及腕よりひ給ひし事なり髻髪を弘仁の

先説は是を訓しやいなりきと云ふいなり御

結長也たきは則墮髻の義なりて本國婦人の髪

の形也いふに此は髪を結事長しと云や今

のさけらる也是さけ髪の始也西峯老人説

中華古今注云だばけり隨馬髻き今無復作者や倭隨髻き一云隨馬之餘形也

結髮かみとめ

日本上代の俗は年少の兒年十五六の間には髪を額より束ぬ十七八の間は白く角子とす崇峻天皇た元女は隨髻なりて天武天皇十一年六月始て男女ともに髪を結せり日本記

月額さつやき

月額さつやきなる事北條氏純しん種しゅ也しん頃より始るや其前の書には兄へ待まちふ砂石集六卷てんや月代げだいは入道と書り又撰せん集抄しやうにいさまくやつもた

僧の近く家と如にけりと見みる月代げだいなりといふやふと見みると書り是は近き頃僧になりたりとゆへに月代の跡あと見ゆるとなり此頃より既に月代の事なり

昔はげしきとて髪をぬくをを以て額上を少しぬきに信長公髪をぬきて益々いく頭の痛む事を憂ひおひり刺刀さを用ひし給ひたり其古は髪ををふ事僧尼の外はしつめて忌めしき事にせしとうや

剃眉黒歯しゆとろくろ

女人の眉を剃事唐うては秦の時より始ると

云へり故に黛の字を釋名に注して黛ハ代也眉
毛を減去て此を以て其處に代と記せり日本に
も上代より眉を剃けりや日本紀神功皇后記
に新羅の國の事をほめて美女の歸の如しと
云はれ此時既に眉を剃黛を用ゆる事明なり五倍
子鐵漿にて齒を染め侍る事と其の始を詳にせ
ばといへとも久しき世より之事なり蓋し
山海經に海外東北に黑齒國有とあるを多し
本之事を云ふや
又男子の五倍子鐵漿を用て齒を染る事鳥羽院
の古くより由惠明院僧正記に詳也

醫者剃髮

いやはかことそ

醫者の髮を剃る事其始を云へば薩戒記に永享
五年九月廿日法皇御胞是急醫師負能法眼祇候
と云へり是を以て見せし此時既に剃髮して僧
位に進む事なり也和氣雅忠剃髮して武家の
醫に進むと和氣の系圖に云へり是によりて考見
るに昔は武家の醫師多くは僧の衣せしを雅忠
始て武家の醫者進て剃髮し僧位に進むれば
是醫者の僧位に云へり始なり
雅忠は足利家の末世の人なり

儒士剃髮

近世藤原惺窩妙壽院と号す此人初め僧となり
後儒者になりきりて公家にも成りて武
家にもなりきりて其儘にて武者入道の如くし
て居りたり儒者の髪と云ふ事は是より始ま
り
惺窩の剃髪せしきには元より儒者よりて是
を成せりとは初め佛者なりて正道
歸して儒者となりきりて其様様の世の
俗に混りて事なりて初め形ありて居りき
り也然るに其後儒學に初より志士人は髪を
剃事ハ聖人のいふめにそむきて大なる誤

なり今世人の道ありて開けて儒學を成る人
多しといへども剃髪の人まれ也嘉尚を爲さ
哉

姓氏

安原天皇四年氏姓の混乱して其実を失ふ事を
憂ひ給ひ味檀丘に至りて各神に盟ひ探湯して
泥土を釜底に沈め湯をわけて釜底より
泥土をさく或る斧を焼其火の如くなりて
掌の上におく事
其氏姓の真偽を定めらる日本純是氏姓を定め
給ひ始なり

四姓

源弘仁五年五月八日嵯峨天皇の皇子信初て源姓を賜ふ

平桓武天皇皇子一品式部卿葛原親王の嫡子大學頭從四位下高棟王天長二年閏七月始て平朝臣の姓を賜ふ

藤原天智天皇八年十月内大臣鎌足連始て藤原の姓を賜ふ

天平八年十二月甲子葛城王始て賜橘姓此外姓多しといふともこりく是を記さず牛車

の書ともなりぬ蓋されと姓氏録等に由りて

爰に是を略す

名

開闢の初淵壤の浮漂し事游魚の水上に浮るの

如し狀葦牙の如し則神と化爲國常主尊と号す神代卷是名に如也

諱

日本純に神日本磐余彦天皇の神武天皇の諱ハ彦火

火出見とられは此時より諱の事起まり今按るに神皇正統記には仁明天皇諱は正

良是よりさき天皇の諱不正多くは乳母の姓を用い諱の字に用らる

此帝より正しく諱を立給ふなり

謚 そくな

孝謙天皇の御時淡海御船と云人勅^{しき}以奉りて神
武天皇以下の謚を定ける釋日本紀是謚の始と
すづきなり

院号

嵯峨院位を譲て嵯峨院と遷^{うつす}若し給ひ太上天皇
と号是天子院号の始也一條院の御時梅壺の
皇太后詮子尼とりふ東三條院と号を^{ついで}白河院の
是より始て女院と稱す又同一き御時藤原兼家
薨^{しな}病中出家せり也一故謚^{なづ}なり其^{なづ}鑑^{かた}と寺と

て法興院と号是攝家院号の始なり門院の号
の始三條院の御女陽明門院を始とす是後朱雀
院の皇后より後三條院の御母也又白河院の
御女郁^{ふさ}門院は加茂^{かき}院より准三后也皇后
皇より一門院号を稱せし始なり

痘 いし

昔我國に痘瘡^{いし}なり聖武天皇天平年中に筑紫の
人新羅^{しら}の國に漂流し痘毒に染て歸る是より日
本に流布せり古事談日本にいふ此病なりし
此時より至りて異國より來たり此御代に
は甚佛法を尊敬し給ひたり事^{こと}前代後世に有る

ふき程の事なり。其徳は、天皇の御末も
跡なく絶えし刺し、さ病を神國の人に傳へ
て萬世諸人の憂となり。ゆるりさき事なり
は、又今の世瘡瘡を病むとの其又母親族必に
其人の爲に瘡瘡の神として壇を設て祭る事なり
此事我國のみに限りず、や朝鮮人南秋江に
著せる鬼神論に瘡瘡の疾に五種あり。一たひ病
ては身と終る迄二たひ不煩人おもつらく瘡瘡
の鬼の致を祈りて其鬼聰明無惑なり。故に二
たひ病の憂なり。と誠に鬼なり。や日足則鬼なり。
らに人の初一生する時必に惡汁を飲風氣外に

觸るゝ及て惡毒也。より患して此病をいふ。其
惡汁五臓に蓄る故に其病を瘡瘡する事も五種
也。其惡汁を飲事再いへ。故に其病の来る事も
二たひ也。深故に何ぞ鬼禍なり。や又藥餌の
備疾をいふ。古の術の如き醫家に詳なり。今の人
括て鬼神の病として調藥の法とせし居たり。ら
死するに至る。あ是を不慈不孝に比するに甚
し。とら。誠に確論なり。今神通者のいふは神
國に之とより是なり。病なり。聖武天皇の御時
に新羅より深來て日本に流行す。住吉大明神は
三韓降伏の神なり。ゆゑに此病に限りて住

古大神を祭る是を祈ふと云

是と瘡の神と云と云

理に似うといふとも誣たる説なり

姓

通曆及帝王五運歷年記に人皇の後五姓四姓七姓十二姓の記ありと則姓の始に疑らくハ爰に起るなり帝王世記に大昊の所に至り庖犧氏ハ俗姓也と首易類是謀に黃帝神を吹て姓を定むと云へり疑らくハ姓は大昊より始り一黃帝姓を定め治ふと云ハ生に因て姓を賜ふの始なり事物紀原

帝堯の時稷を邵に封して姓を姬と賜ひ契を高に封して姓を子と賜ひ益を封して姓を嬴と賜ふ是姓を賜ふの始也古今原始

改姓

漢高祖婁敬を封して建信侯と一姓を改て劉氏と賜ふ是改姓の始也古今原始

按古今に先儒の説に云古ハ生に因て姓を賜ふ是は生る所の地より一始て其人に姓を賜ひ萬世其後胤の姓となりと云
假令は稷を邵に封して姓を姬と賜ふ稷の子孫は萬世まで各姬を姓とする

是故に曰く其姓を用る人は皆是其と一なり
是も同姓をハ婚と結ぶ事と由るされに妻敬の
こととすは其始祖より是妻姓なり然るに高祖我
姓の劉を賜て劉敬と呼る愛に至り始めて天下の
姓乱る妻敬を寵異し給て賞するに爵録を以
て是を然るに人倫の道乱る禽獸のさしひ
る入るめらる終に後世の語りの端を偶る此弊
に倣て唐太宗も徐世勣を姓を李と賜ひ李
勣と呼る明の大祖も黔寧王に姓を朱と賜ひ
る共是ハ久しうに其本姓をかくる也
ふ

此説范祖禹の唐鑑及大明一統賦に見へる
氏

氏を命するの始久し天皇よりこのかたの皆氏
と稱を盤古の始といふともす氏と云事物記
原下曰

名

帝王世記云神農の母名ハ女登とけり又大皞
の母名ハ華胥と云時を疑ふらくは名ハ伏羲の
前に始るなり

字

禮記冠一字つゝ其名を敬する所と云へ

り帝王世記に少皞帝名を撃字に青陽と云々時
は則金天氏より始一字をつくるなり

諱 いふなり

諱は周より始る

諡 とくなり

禮記に死て諡つくは周の道なり穆天子傳に

云天子盛姫の諡を成て哀淑人と云是疑らくは

夫人の諡の起るなり后の諡は漢高祖より始る

瘡瘡 瘡病の各多しと雖も此二病は中世
と記を

瘡は東漢の建武年中に南陽虜賊より一時終に

城六城記

其毒に染て中国に流布を故に虜瘡と云瘡瘡心

印又本州綱目には唐高祖永徽四年に此瘡西域

より中国に移り来ると云々

官位門

官職

后宮職

素盞鳴尊出雲國清地に到りて奇稻田姫と溝とさ

宮の首ハ則脚摩乳手摩乳也故ニ号と二神ヲ賜
て稻田の宮主の神と云神代卷釋日本紀云今
の世天子后宮主職ハ是濫觴也

冠位

推古天皇十一年十二月五日始て冠位十二階を
制らふ孝徳天皇大化三年七色十三階の冠を制
せらる同五年冠十九階を作ら天智天皇三年冠
二十六階を定めらふ天武天皇十四年正月更に
爵位の号を改め十二階四十八階とす以上日本紀
詳長とれハ云に異す文武天皇大寶元年八月位階を
改め一品二品三品四品是を親王の位と一一位

以下初位以上三十階を諸王諸臣の位とす今代
の位階は此時に始り

執政

天孫降臨の時天照太神思兼命ニ勅して取持前
事為政と云一事實事託り見へる是執政の
始り

棟梁ノ臣

景行天皇五十一年秋八月武内宿禰命して棟
梁の臣とす日本紀

大臣

成務天皇三月正月武内宿禰を以て大臣とす日

本紀大臣の号に起る

舊事記に云懿德天皇の御時始ふと云り疑ら
しハ誤なり

大連 おほむすひ

舊事記に曰垂仁天皇の御世に大新河命元大臣
と云り次に物部の連公姓を賜ふ則改て大連と
云りて神宮を齋き奉る其大連の号始て此時に
起る

左右大臣

孝德天皇大化元年阿倍の内麻呂を左大臣とし
藤我倉山田石川麻呂を右大臣とす日本紀是左

右の大臣の始なり

神代は天孫降臨の時天の児屋根命天太玉命
天照太神の勅を奉りて左右の扶翼と云り後
の左右の大臣の如し是左右を置る始なり

内臣

孝德天皇大化元年中臣の鎌子の連を内臣とす
日本紀是内臣の始也

大政大臣

天智天皇十年春正月二日大友皇子を以て大政
大臣とす日本紀是大政大臣の始なり

内大臣

天智天皇八年十月内臣鎌子と以て内大臣とす
日本に此時未だ大政大臣なし故に内大臣と以
て左右大臣の上置

攝政

仲哀天皇崩し給ひて後應神天皇生を給ひ未だ
幼なりしゆ一御母神功皇后天下の政を司し
古事記にも誠の天子の位は即給ひし故に
古く皇后と云ふ天皇と稱せし
古事記には神功皇后と王代の数に入まらず日
本紀にも皇后の攝政元年とあり
是攝政の始なり然るとも女君とてまゝ

て誠の攝政の始ハ推古天皇の御時而姪戸皇
子太子として攝政せし是也清和天皇九歳に
して即位し給ふ外祖父藤原良房攝政せし是
人臣攝政の始也

藤原氏の攝政もこれより始る

関白

陽成天皇元慶四年十一月八日右大臣藤原朝臣
基經後醍醐宣云詔して関白とす吾朝関白の始
也河海抄百寮訓萬機の政大小となく先其人
関白して後天子は奏御するの意也漢の霍光の
故事を取ら故に又攝陸侯と云

大納言

天智天皇十年正月五日始て御史大夫を置る
天武天皇元年八月改て大納言と稱を延喜式是
始なり
天長五年三月十九日從三位景經を以て權大納
言とせしる是權大納言の始也と園大曆に見へ
し

中納言

文武天皇元年大神高市麻呂を以て始て中納言
とす天平勝寶八年五月十九日權中納言と置る
園大曆

參議

文武天皇大寶三年乙始て參議を置る 延喜式

八省百官

孝德天皇大化五年二月博士高向の玄理釋僧旻
乙詔して八省百官を置る 日本紀是始なり

將軍

崇神天皇十年九月大彥命北陸道武埴川別東海
遣吉備津彥西海道丹波道主命丹波を各將軍と
して四方の國に一遣し我夷を平けしむ是を四
道の將軍と云此事日本紀是將軍の始なり
景行天皇四十年東夷の叛けるを征し給ふんと

て日本武尊を遣ひ給ふ又吉備武彦と大伴武
日連に命じて日本武尊に従はしむ日本紀是副
將軍の始なり推古天皇八年春二月新羅を
討んとて境部臣と大將軍と一穗積臣を副將軍
として遣ひ給ふ日本紀是大將軍副將軍の号國
史は是くたし始なり

征夷將軍

文屋綿麻呂より征夷將軍の号なりと職原は見
へ侍と續日本紀に曰元正天皇の御時多治比
の真人縣守を持節征夷將軍となり給へりとい見
へられ綿麻呂より前已に征夷將軍の号有

征夷大將軍

嵯峨天皇弘仁四年五月文屋綿麻呂征夷大將軍
とあり日本後記に見へり是始なり

文屋綿麻呂ハ天武天皇の皇子一品長親王
の孫也とい公卿補任に有

國造

舊事記に曰神武天皇推根津彦に詔して曰汝迎
引皇船績を香山の巔に表せり因て譽て倭國ノ
造とす其國の造ハ是よりして始なり

按古に成務天皇四年始て國毎に國の造を
置る國の造は則國主の事也皇德天皇の時時

始て國司と改りて文武天皇に至り又國守と改りて源賴朝卿六十餘州の惣追捕使となりて後回毎に守護を置き此時より一國に二人の國守あり公家より置を國司といひ武家より置を守護と云

縣主 あぐぬ

神武天皇二年に茅渟^{ちのう}と猛田^{まうだ}の邑^{むら}を賜り因て猛田の縣主とす日本紀是縣主の始也

郡領 くろりのりさ

日本後紀に曰去る延暦十七年三月十六日の勅書に曰昔難波庭^{なんばのて}孝德天皇也始て諸領を置ふ

昔ハ日本國毎郡大領小領と云官あり是を郡司と云職員令に見へり今住吉等々に大領を家の稱号とす其人より古の大領なりし子孫也

掃部 かんり

古語拾遺に曰豐玉姬命產瀬尊を所産あり誕育給ふ後海濱に宮をたみ時ニ掃部連遠祖天忍人命供奉陪侍第を作りて蟹を掃ふ仍て鋪設^{ふせ}の儀是を掃守と云ハラの詞の轉セる也

足屋 そこね

舊事記を按ずるに神武天皇宇摩志麻呂命を
寵靈給ふ事特ニ甚シ詔して曰近々殿内ニ宿と
よめて是座と号く其是座の号ハ是より始ふ

宿稱

舊事記を按ずるに六見宿稱命三見宿稱命孝安
天皇の御世に共に近々宿と号くによりて元ハ是
座と号く次に宿稱と号く太神を齊き奉ふ其
宿稱と始て此時に起き又物部ノ膳昨宿稱成
勢天皇の御世に元ハ大臣と号く次に宿稱とな
りて神宮を齊き奉る其宿稱の官は始て此時に
起き

孝安の御時六見始て宿稱を以て号と一成勢
の御時膳昨始て宿稱を以て官とす

正一位

續日本紀曰天平勝寶元年詔して左大臣從一
位橘諸兄ハ正一位を授けらる是日本ニ存生
の時正一位ハ叙するの始なり

贈位

日本紀曰天武天皇五年六月物部雄君の連忽
ニ病歿す卒す天皇是を聞て大ニ驚き壬申の年
車駕に從て東國に入大功有を以て恩を降し
て内大臣の位を賜ふ是贈位の始也

贈官位

文武天皇大寶元年大納言正廣まさひろ三大伴御行宿禰すくね夢正廣ゆさひろ右大臣と贈らふ是官位を贈らふ始也延喜式

女官位

持統天皇五年正月朔日あすけ親王みかど命婦等みことめら位を賜ふ日本紀是女御めいごの始也

女御

雄略天皇七年稚媛わかひめと号す女御とす日本紀是女御の始也

更衣

仁明天皇承和三年正五位きみより紀朝臣乙魚おとこ正五位下を授て更衣かぎと号是始也河海抄

標題

伏見院の御時北條貞時さだとき始て北條兼時かねときと云波羅はらより筑紫ちくしを遣し鎮西の標題たてめとし西國の成敗を掌り異賊の押へとす又一族の内一人を長門の標題とし中國の事を掌らしむ是標題職の始也

右筆

武家の史官を右筆と云頼朝卿より始るや東鑑とうかん曰治承四年六月廿二日しげしげ唐清歸治きよきみ武衛ぶゑい遣委細御書被成あきらめ仰おほせ信のぶ之功大和判官代はたけ邦道はなみち右筆

被加御書御判又治承六年五月十一日伏見冠者
藤原廣綱始参武衛是右筆又木曾義仲右筆
大夫坊覺明在箱根中云是を以て見ても其
時代より右筆の号なり

爵

公侯伯子男是を爵と云此五等は堯舜より始る
禮含文喜曰殷の爵ハ三等周ハ五等或ハ黃帝
五等を立といへり是爵の始なり

官

崔寔の正論曰大昊の世九庖の官を設く後に
龍瑞有り則龍を以て官を建事惟百故ハ歷代百官

鄭子の論是より官職設るの初る伏羲氏よりと
つゝ唐虞より至て官を建事惟百故ハ歷代百官
と稱は

品秩

北魏の文帝延康元年ハ陳群と云者九品官人の
法を立北齊おのゝ正從と別つ是によりて見ても
品秩の素ハ魏の陳群より始る

諸侯

帝王世記曰女禍の時末ハ諸侯有り炎帝の時
諸侯風沙氏叛く事有り炎帝徳を修めしうて
風沙の民自りら其君を攻む然きは侯をたて土

をいふ事矣帝より始る

刑牧くわにづる

黃帝四監を立て以て萬國を治む舜の時外國の
刑牧侯伯あり則刑牧の始ハ有虞氏より起る

大守

秦の時郡守を置漢の景帝より及て名を大守と改
む大守の名是より始る古今原始

三公

書經の周書に大師大傅大保を立茲これ惟三公と有
り是三公の始也事物紀原

左右相

官

通典に成湯始て二相を置く伊尹ちやう仲虺ちやうを以て是
をす伊尹と阿衡と一仲虺を左相とす是より
事物紀原

伏羲二相を立共公を上相と一柏皇を下相と一
天下を分ち治む是相を命するの始なり古今原
始

宰相

昔周公冢宰の位一百工を正して以て成王を助
く故に宰相の稱あり其事ハ秦漢より始る陸
氏語に宰相は上天子を佐くと云是より事物紀
原下同

大將軍

獸國の時始て大將軍の号なり

將軍

周禮は天子ハ六軍一軍ハ一萬二千五百人也其始皆命卿也國に在ては大夫と稱し軍中よりては將軍と稱す晋の献公より二軍とすを公自ら上軍下將たり故に將軍の名爰に起る左傳に閻沒汝寬共小魏献子を謂て將軍とす

諫官

晋始て諫官を置傳玄劉毅皇甫陶を以て是をりす

按之に司馬溫公諫院題名記に古は諫に無官自公卿大夫至于工高無不得諫者漢興以來始置官といふ

致仕

書經の咸有一德に曰伊尹既に政事を其辟に復して歸事を告く疏に曰老を告て政事を君に致す也是臣下致仕の始也周に至ては則大夫七十よりて致仕の禮なり其事ハ伊尹より始る

器用門

舟

舊事記に伊尹諾尊伊尹舟尊鳥の磐櫂樟船を生

則此船を以て蛭兒を載て流せるまうに放ち棄
と云ふ時始て船なり
神武天皇藥紫より船軍を起して東征し給へり
此時既に船の用を多き事廣し日本訛り崇神
天皇の秋七月朔日詔して曰船ハ天下の要用なり
今海邊の民船多きにすして甚歩運に苦むを
我諸國に令じて船舶を造らしめよ冬十月始て
船舶を造ると見へり是天下に偏く船なりとの
始なり

車 くるま

海東諸國記曰天武天皇十二年始て車をつく

不
推古天皇十年百濟國の僧觀勤始て曆術を貢せ

るといふ世に行はまは持統天皇四年勅有
て始て元喜曆を用次に儀鳳曆を用由孝謙天皇
天平寶字七年儀鳳曆を停て開元大衍曆を用也
文德天皇齊衡三年五化曆と儀鳳曆を相兼て用
ゆ貞觀元年勅海人大使馬孝慎新に宣明曆を貢
る同三年宣明曆を頒行す三代實錄
政事要略卷第五云云小治田朝十二年歲次甲
子推古天皇十二年也正月戊の申の朔を以て始

て曆日を用ひ是を以て見まて推古天皇の御時
より曆を用ひし

漏刻 ときり

天智天皇の太子たりし時始て自ら漏刻を製造
し給へり日本紀是日永漏刻の始り其後中絶
して此器傳つらさるしや保元二年十一月重
て更漏と刻さるれ事百鍊抄に見へり
保元ハ後白河院の年より

印 しるし

文武天皇慶雲元年夏四月鍛冶司を以て諸國
の印と鑄さるむ後日本紀是諸國の所司印を用

る始なり

釵 つらぎ

伊弉諾尊常世所の十握釵を收て軒遇突智の
頸を断て三段とをとりしと神代卷釵の起る事
其始なり

垂仁天皇三十九年十一月五十瓊鋪ノ命釵一十
口を作ると日本紀に見へり是人代釵を作し
始りや

鐔 つら

伊弉諾尊の軒遇突智を切給ひし時釵の鐔より
垂血激越て神となり舊事紀爰を以て見れハ鐔

も亦其來り事久し

刀うさな

天照太神の御時天目一箇ノ神刀と作ふ舊事記
是其始なり

斧の

これも天目一箇命の作まり所也舊事記に見へ
り

矛ふこ

伊弉諾尊伊弉冉尊天の瓊うさな矛を以てさしを治し
かきおろしさぐり給ひし事なり神代卷是矛
の始なり

槍ふこ

中大兄皇子天智天皇の御事也長槍を將給ひし
事日本紀にあり其前久しき時より有りし
又三代実録に元慶五年の条下に槍や一百八十一
竿鎌槍七十三竿鯨尾槍一百八十竿と記せり此
時ハさまの槍なりしや

今世ハ専ら兵器の要用とて不鎗ハ楠正成の
作る所と云太平記二十五卷住吉合戦の条下
に楠正行の兵士の母天野了願と云法師武者
柄の長さ一丈許み見へり不鎗と馬の平頭
ミ列副たりと有り是鎗を用ふ事いの書に

見へり始なり

杖

伊時諾尊杖と投給ふ事なり舊事記是杖の始なり

天照太神乃彌と云ふ事なり舊事記然也其来事久し

ト部家の説より素盞鳴尊天小碁りて天照太神是と聞給ひ豈善意と云ふややおのふに事さに國を奪ひんと云ふの志なりとて是をふせ給ひしために此器と始給ふと云ふ然也

とも河海抄に伊時諾尊の時既に乃乃より見へり其前より云々人代より及て倭靖天皇乃乃雅彦と云ふ乃乃と云ふ給ふ日本紀に見へり是乃乃と云ふ乃乃と云ふ給ふ始なり

半乃

神功皇后の四十六年百濟背古王角乃箭を奉り

中華諸夷と云に其用る所の乃乃と云半乃也た多日本のも大乃と云用故に東夷の夷の字も大乃と云字誤合せ書と云ふもの也と或人云へり

矢や

天照大神御脊みせに千箭ちやうの藪やぶを肩かた給ふ舊事記とい
れ其始久し又高産たかうぶ尊みこと天稚彦あまのわかひこは天の鹿兒かじ
弓天の羽々矢やを賜て天降し給ふ事なり神代に
は天の羽々矢として二羽ふたははたまふといや今に至
るまで伊勢大神宮神寶の矢二羽也人代も及て
綏靖天皇矢部やべふして矢を作らしめ給ふ事日本
紀に見へうり是矢を作らしめ給ふ始なりや

鐙やう

舊事記と案するに天孫降臨の時大伴連祖天忍
日命ひのみこと脊せに天の磐藪いわやぶを肩かた辟月ひきづきは校威けいゐの高藪たかやぶを着きて

は天の施とくる天の羽々矢やを取及八目の鐙やうを副持
又頸椎けいすいの藪やぶを帯て天孫の御前みまへに立て先駢せんぺんを
り是鐙やうの始也

藪やぶ

前まへに見へうり

藪やぶ

前まへに見へうり

鐙やう

前まへに見へうり鐙やう則鐙やうの始なり人代も及て綏靖
天皇の御時天津真浦あまのうらと云ふところにて真鹿ましかの鐙やう
を作らしめ給ふ事日本紀に見へうり是人代に

至て鏝を佐との始なり

的まき

仁徳天皇十二年高麗國より鐵てつの的まきを奉りける

諸人これと射通いとおとを事を得むりとのまき臣祖盾人

宿禰すくね射通いとおとけをも高麗人恐るる由日本紀に

見へり是我國の的の始也

盾たて

天照太神の時彦ひこ狹知のり神盾たてを作らむ旧事紀是

其始也

鏝ようひ

神代には鏝の事見え人代に及りても其始と

ありは日本武尊たけのみこと甲よろいを着給ふ事日本紀に見へ侍

まは其前久しき世よりこのなり

神祇靈應記に曰神初皇后應神天皇とちみ給

ひ御腹大より御鏝ようひの脰うで合あぶりて高良大

明神御鏝の草摺と切て御脰の所をたすにけり

申されり其より鏝の脰うで楯たてハ始なり

五、
仁德天皇十二年高麗國より鐵の鋸を奉りて
諸人これに新造する事を得むるも其臣祖盾
宿禰新造よりもと高麗人志主より由日本紀に
是より不々遺書あり。鑿の細部は誤なり
四、新羅の真跡より大新羅の記述ありと云ふ
又新羅大の將大新羅の領地なりとの高麗大
新羅遺跡あり。曰く此皇の舊跡天皇より大新
羅大新羅大の記述あり。此の記述あり。

